第二十六条を次のように改める。

第二十六条　松江地方法務局浜田支局及び出雲支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、松江地方法務局で取り扱わせる。

第二十八条第四項中「直方支局」の下に「、行橋支局」を加える。

第三十二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条に次の二項を加える。

3　熊本地方法務局管内熊本県熊本市植木町に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、熊本地方法務局山鹿支局で取り扱わせる。

4　熊本地方法務局管内熊本県熊本市城南町に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、熊本地方法務局宇土支局で取り扱わせる。

第三十八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第四十五条中「、八幡浜支局」を削る。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表福井の項中「大野　一」を削る。

別表松江の項中「川本　一」を削る。

別表松山の項中「八幡浜　一」を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一峡南人権擁護委員協議会「山梨県南巨摩郡　甲府地方法務局鰍沢支局の戸籍及び公証に関する管轄区域　富士川町」を削る。

別表第一大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中別表東京法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条、第六条の二及び第二十二条の改正規定　平成二十二年三月十五日

二　第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定　平成二十二年三月二十二日

三　第一条中別表秋田地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部、松山地方法務局の部、熊本地方法務局の部、宮崎地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、第十七条第二項及び第三項、第二十六条、第二十八条第四項、第三十二条、第三十八条並びに第四十五条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定　平成二十二年三月二十三日

四　第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定　平成二十二年三月二十九日

五　第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定　平成二十二年三月三十一日

○厚生労働省令第二十号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百八十一条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百五条、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第十八条第一項、第六十七条第二項及び第百十六条並びに確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、厚生年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

厚生年金基金規則等の一部を改正する省令

（厚生年金基金規則の一部改正）

第一条　厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）

第十二条第二項第三号を削る。

第四十九条の六第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第七十二条の四の四第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改め、同条第二項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則第六項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

（国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成三年厚生省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　国民年金基金連合会は、第二十条において準用する第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、特別の理由があり、将来にわたり財政の健全な運営を維持できるものとして厚生労働大臣の承認を受けたときは、年金経理から事業経理又は業務経理へ繰り入れることができる。この場合における第二十条の規定の適用については、同条の表第八条第四項の項中「第二十条において準用する第四条第二項」とあるのは、「附則第二条」とする。

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第三条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「生年月日」の下に「、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）」を加える。

第十五条第一項第一号及び第五十六条第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改める。

第三十九条第一項第五号ロ中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削る。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第四条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）

第二十二条第一項第一号及び第八十九条の三第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改める。

第百二十五条の三第二項中「次の各号に掲げる事項」を「厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日」に改め、同項各号を削る。

第百二十七条第二項中「次の各号に掲げる事項」を「厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る加入員の資格の取得及び喪失の年月日」に改め、同項各号を削る。

第百二十九条第二項中「次の各号に掲げる事項」を「厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る加入員の資格の取得及び喪失の年月日」に改め、同項各号を削る。

第百三十六条第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改める。

第百三十七条第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第百三十八条第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改める。

第百四十条第一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中厚生年金基金規則附則第六項の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。